

令和2年12月（第12回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木)午後2時00分～

2. 開催場所 益城町交流情報センター ミナテラス 視聴覚室

3. 出席委員(13名)

1番	荒川 忠一(筆頭代理)	2番	齊藤 保(次席代理)
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	7番	松本 功
8番	上村 直嗣	9番	中村 光博
10番	中川 恭一	11番	渡邊 義幸
12番	坂田 俊明	13番	坂田 成喜
14番	岩村 久雄(会長)		

4. 欠席委員(1名)

6番 渡邊 久則

5. 報告委員(1名)

井川 寿範 推進委員

6. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第3	報告第2号 非農地証明について
日程第4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第5	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第6	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第4号 農用地利用集積計画(農業委員会分)について
日程第8	議案第5号 農用地利用集積計画(中間管理機構分)について
日程第9	議案第6号 農用地利用分配計画(案)(中間管理機構分)について
日程第10	令和3年(2021年) 第1回 委員会の日時について

7. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	奥村 敬介
主 事	上村 洸二		

8. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和2年第12回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は6番渡邊久則委員より欠席の連絡がっております。農業委員14名中13名出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしく願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番富嶋雄治委員、9番中村光博委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

まず、賃貸借の部4件でございます。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。次に、使用貸借の部3件でございます。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。
次に、日程第3 報告第2号 非農地証明についてご報告申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、非農地証明の報告とします。
次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、議事進行を荒
川筆頭代理に交代し、退室します。

《会長退室》

(1番委員)

会長に代わり、議事を進行します。番号1番については、井川寿範推進委員
に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。
12月5日に譲受人に聞き取り調査を行いました。
農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではト

ラクター、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、南瓜で、申請地には水稻と野菜等を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数55年、年間200日、妻が経験年数50年、年間200日、長男夫妻が経験年数25年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、15,720㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(1番委員)

只今、番号1番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(1番委員)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(1番委員)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

では会長の入室をお願いします。

《会長入室》

(議長)

次に番号2番につきましても、井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

12月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、各種管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、大根、苺で、申請地には苺を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数10年、年間150日、妻が経験年数3年、年間250日となっております。

取得後の農地の面積については、11,788㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことなので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に番号3番につきましては、2番齊藤保委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(2番委員)

調査報告いたします。

11月29日に緒方推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、南瓜で、申請地には南瓜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数25年、年間200日、妻が

経験年数25年、年間150日、娘が経験年数15年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、10,433㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に番号4番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(1番委員)

調査報告いたします。

12月4日に中島推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、田植え機、コンバイン等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、粟、柿で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数15年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、16,908㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加

するとのことで伺っているので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願います。

(議長)

只今、番号4番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。
続きまして、日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。
番号1番につきましては8番上村直嗣委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

12月4日に富永推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。
まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり転用の見込みはありと思われまます。
続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。
許可後は速やかに工事に着工するそうです。
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては13番坂田成喜委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(13番委員)

12月3日に野田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が顕彰碑設置用地を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は第2種農地ですが、隣接宅地との一体的利用で、事業地全体に占める農地の割合が3分の1を超えないため、不許可の例外規定に該当し、転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

宅地部分については、すでに着工してありますが、農地については許可後速やかに工事に着工するそうです。

隣接宅地と一体的に利用する見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について坂田成喜委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては7番松本功委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

12月5日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、転用のための賃借権設定の部でございますが、番号1番及び番号2番につきましては2番齊藤保委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

11月29日に緒方推進委員と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回は、番号1と2の申請地が同一地番になるため、併せてご報告します。

番号1の申請者が調剤薬局を、番号2の申請者が診療所を整備する案件でご

ざいます。

転用許可基準について、併せて申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準についても、併せて申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番及び番号2番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農業委員会分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、番号24番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号24番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件につきましてはのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。
本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

只今、議案第6号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和3年第1回委員会の日時について申し上げます。次回は1月12日、午後2時より益城町役場仮設庁舎別館2階大会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員